小中一貫教育の制度設計(案)

平成26年11月7日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 資料1-2

◎ 制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を 学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))
- ・独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、<u>市町村の学校設置義務の履行の対象</u>とする。(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

◎ 小中一貫教育の2つの類型

	小中一貫教育学校(仮称)	小中一貫型 小学校·中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の 課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を 確保した教育課程の編成	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※)
	・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫 教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学 校段階間の入れ替え・移行)	・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (小中一貫教育学校(仮称)と同じ)
組織	・1人の校長	・学校毎に校長
	・一つの教職員組織	・学校毎に教職員組織
	・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中 学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)	(学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※)
		・教員は各学校種に対応した免許を保有
	(制度化に伴う主な支援策) 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職 員定数の措置	(制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能	・施設の一体・分離を問わず設置可能
	(制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中 一貫教育に必要な施設整備を支援	(制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設 整備を支援

◎ 制度化後のイメージ

(※)通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化

